1 都道府県プラットフォーム設置の趣旨

「就職氷河期世代支援に関する新行動計画2023」(令和4年12月27日 就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定。以下「行動計画」という。)における基本的考え方等を踏まえ、関係機関や団体を構成員として、官民が協働して都道府県内の就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成するとともに、支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括する「みやざき就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」(以下「PF」という。)を、令和4年度までの「第一ステージ」に続き、令和5年度からの「第二ステージ」においても設置することとする。

PFにおいては、就職氷河期世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換をすることを通じて、就職氷河期世代への支援に関する社会の関心を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱える方がおられること等を踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていくことが必要である。(別添1参照)。

2 構成員

PFの構成員については、行政機関、経済団体、労働団体等の別紙1の機関を構成員とする。

3 各構成員の役割

上記2に記載の各構成員の役割は次の(1)及び(2)のとおりとする。

- (1) 行政側
 - ① 宮崎労働局
 - ・PF取りまとめ事務局(主担当)
 - ・就職氷河期世代活躍支援に係る都道府県プラットフォーム事業実施計画(以下「事業計画」という。)策定に関する取りまとめ (主担当)
 - ・宮崎労働局が実施する事業の進捗管理
 - 各種支援策の周知広報
 - ② 宮崎県商工観光労働部
 - PF取りまとめ事務局(副担当)
 - ・事業計画の策定取りまとめ(副担当)
 - ・宮崎県が実施する事業の進捗管理

③ 宮崎県福祉保健部

- ・管内市町村プラットフォーム(以下「市町村PF」という。)における経済団体等への対応依頼等に関する管内市町村との連絡調整
- ・管内市町村PFの設置・運営に関する管内市町村との連絡調整
- ・社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検 討
- ・管内市町村PFと連携した先進的な取組に係る事例の把握と周知
- ・各種支援策の周知広報
- ④ 就労等支援機関(ハローワーク、サポステ、機構、都道府県の就 労等支援機関など)
 - ・専門窓口・専門チームによる就職等支援
 - ・企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保
 - ・企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、就職氷河期 世代を対象とした求人確保
 - ・職業的自立に向けた支援
 - 職業訓練の充実
 - ・社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
 - ・就労に向けた関係機関の連携強化
 - 各種支援策の周知広報
 - ・その他就職氷河期世代の支援に係る施策の提案

(2) 経済団体、労働団体等

- ・企業に対する、就職氷河期世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保の働きかけ
- ・企業に対する人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ ・就職氷河期世代の就労や社会参加に向けた相談支援
- ・イベントや会報等での各種支援策等の周知広報
- ・その他就職氷河期世代の支援に係る施策の提案

4 PFにおける取組事項

PFにおいては、次の(1)から(4)までに掲げる事項について、協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 気運醸成と各種支援策の周知広報

県内の就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、 各界が一体となって、積極的な採用、正規雇用化を含む処遇改善や社 会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。 また、就職氷河期世代本人やそのご家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

(2) 支援対象者の把握

支援対象となる次の3類型の者に係る実態やニーズの把握の方法等を検討する。

なお、①、②の対象者数については、「都道府県別・就職氷河期活 躍支援プログラム対象者数推計表」(別添2)の推計を参考とする。

- ①不安定な就労状態にある者
- (※)正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者や求職者など
- ②就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある者
 - (※)統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者など
- ③社会参加に向けた支援を必要とする者
 - (※) ひきこもり状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく、福祉的な支援を必要としている者。その実態やニーズの把握については、その方法を検討するとともに、必要に応じ、都道府県と市町村が連携し、それぞれの地域の事情に応じて、役割分担をした上で行う。
- (3) 目標、KPI (重要業績評価指標) の設定及び事業計画の策定
 - ①上記(2)の支援対象者ごとの取組に係る目標(目指す数値や状態をいう。)を設定するとともに、KPI(当該目標の進捗を毎年度把握するための指標をいう。)を可能な限り定量的に設定する。

なお、不安定な就労状態にある者の目標については、令和2年度から4年度までの3年間の集中的な取組期間に加え、令和5年度からの2年間を「第二ステージ」と位置づけ、第二ステージを含めた取組により、同世代の正規雇用者を30万人増やすことを目指すとされていることを踏まえて、正規雇用者数30万人増を各都道府県に割り戻した人数を勘案して設定すること。

- ②目標を達成するため、上記1の趣旨を踏まえつつ「就職氷河期世代 活躍支援に係る都道府県プラットフォーム事業実施計画策定指針」 (別添3)に基づき、事業計画を策定する。
- ③事業計画に基づく事業の進捗管理を行う。

(4) 市町村PFとの連携

県は、市町村PFの設置・運営について、市町村と連絡調整を図り、 管内市町村PFとの情報共有と広域的課題の対応を行う。

- ・市町村PFの設置に関する市町村への働きかけや市町村PFの運営に関する市町村への助言等
- ・経済団体への対応依頼(福祉からの受け入れ先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等)
- ・経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援

等の要請に対応するとともに、管内市町村PFの先進的な取組事例の把握と周知等、必要な情報提供を行う。

5 会議の開催

上記4に掲げる事項の協議を行うため、年2回を目安に会議を開催することとする。

会議の開催時期については、PDCAを意識した開催となるよう、第1四半期(前年度実績の報告、当該年度の取組方向性の検討等)、及び第3四半期(当該年度中間における取組状況の把握等)を目安とするが、必要に応じて更に開催することもできるものとする。

また、会議の開催方法については、対面又はオンラインによる開催のほか、対面とオンラインを併用するハイブリッド開催によることとし、オンラインによる開催については、各構成員のニーズや通信環境等を考慮した上で行うこととする。

6 秘密の保持

PFの構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(附則)

この要領は、令和2年8月28日から施行する。

(附則)

この改正は、令和3年12月13日から施行する。

(附則)

この改正は、令和5年6月5日から施行する。

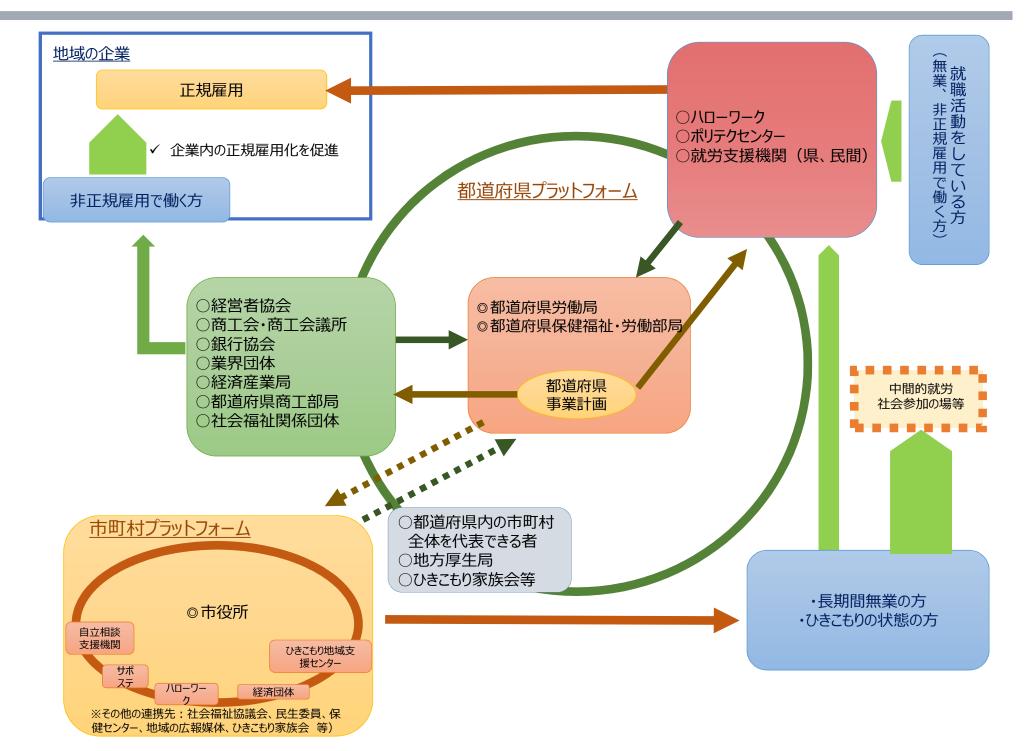
みやざき就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム 構成員

区分	機関・団体名						
経済団体	宮崎県経営者協会						
	宮崎県商工会議所連合会						
	宮崎県中小企業団体中央会						
	宮崎県商工会連合会						
労働団体	日本労働組合総連合会 宮崎県連合会						
行政機関	宮崎労働局						
	宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課						
	宮崎県福祉保健部(福祉保健課、障がい福祉課)						
訓練機関	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宮崎支部						
支援団体	みやざき若者サポートステーション/サポステ・プラス						
	宮崎県「楠の会」						

(オブザーブ)

行政機関	延岡市商工観光文化部人材政策・移住定住推進室
	宮崎市観光商工部企業立地推進課雇用対策係

プラットフォームの考え方



1.基本的な考え方

- ▶ 市町村プラットフォームは、必ずしも新たな会議体の設置を求めるものではなく、
 - ・関係者が集う**既存の会議体等の活用**(自立支援調整会議、地域ケア会議等)
 - ・各機関の担当者が相互かつ適時に連絡・情報共有できる関係性の構築 による柔軟な設置・運営の方法を想定している。
 - ※ 既存の会議体等の在り方は各市町村で、その必要性に応じ、構成メンバー、開催頻度等において様々な形態があり、特定の会議体をベースにすることを前提とすることや、機械的な運用ルールを定めることは、設置そのものが目的化し、会議体等が機能しない事態を招く恐れがあることに留意。ただし、市町村における円滑な実施を支援する観点から、一定の考え方や、目安となる基本的な構成メンバー等は示す必要がある。
 - ※ 核となる適当な既存の会議体等が無い場合などは、必要に応じて新しい会議体等を構築する。
- ▶ 市町村プラットフォームの役割は、以下のようなものが考えられる。
 - ① 既存の会議体等の役割を念頭に、様々な関係機関のネットワークを活用して、主に社会参加に向けた支援を必要とする方を対象にした個別ケースの具体的な支援プランの作成等に関する情報共有や、当該地域における対応方針の検討等を行う場としての機能を持つこと
 - ② 上記機能を高めるため、都道府県プラットフォームに対し、都道府県プラットフォームがつながりを持つ経済団体やハローワーク、サポステ等との関係構築のためのつなぎ、都道府県内の他の市町村等の事例の共有、つながり作りの支援等の要請を求めること

2.実施要件

(1) プラットフォームの運営を通じたネットワークの構築について

- 以下の主体とのネットワーク(※)が構築できるようにプラットフォームを運営すること(令和元年 5 月29日「厚生労働省就職氷河期支援プラン」も参照)。その他必要と考えられる主体ともネットワークが構築できるように努めること。
 - (※) 各機関担当者が相互かつ適時に連絡・情報共有を図ることの出来る関係性をいう。
 - •自立相談支援機関、就労準備支援機関
 - ・地域若者サポートステーション、ハローワーク
 - ・障害者就業・生活支援センター
 - ・経済団体、地元の中小企業
 - ・ひきこもり地域支援センター
 - ・ひきこもり家族会、当事者会

- •社会福祉協議会
- ·社会福祉法人、NPO法人
- •民牛委員
- 保健所・保健センター
- ・地域の広報媒体 等

(2)実施方法について

- 運営にあたっては、<u>市町村レベルの既存の会議体等(支援会議、個別事案に係る支援調整会議、地域ケア会議、ひきこもり地域支援セ</u>ンターに設置する連絡協議会、ひきこもり支援関係機関とのネットワーク等)において築かれたネットワークを十分に活用すること。
- 市町村プラットフォームの運営方法については市町村の任意とするが、<u>必ずしも全ての関係機関を集めて会議を開催する必要はなく、各機</u>関の担当者が相互かつ適時に連絡・情報共有を図ることの出来る関係性を築くことでも足りること。
- 市町村プラットフォーム設置に当たっては、都道府県プラットフォームとの連絡調整等を円滑にする観点から、市町村において市町村プラットフォームを運営する事務局(担当部局)を定めること。
 - ※ 核となる適当な既存の会議体等が無い場合などは、必要に応じて新しいネットワークを構築すること。
 - ※ 圏域について、市は基本的に単独での設置とし、町村は既存会議体の在り方等を踏まえて都道府県福祉事務所・保健所等を圏域と した都道府県との共同設置や、広域での設置など柔軟に対応すること。

(3) 都道府県プラットフォームとの連携について

○ 市町村プラットフォームの事務局は、市町村事業を統括する都道府県保健福祉関係部局の担当者等と適時に連絡・情報共有を図ることの出来る関係性を築くこと。

【市町村プラットフォーム】

社会参加に向けた支援を必要とする方を対象として、個別ケースの具体的な支援プランの作成等に関する情報共有や、地域にお ける対応方針の検討等を行う場としての機能を持つ。

新たな会議体の設置を求めるものではなく、

- ・既存の会議体の活用(自立支援調整会議、地域ケア会議等)
- ・各機関の担当者が相互かつ適時に連絡・情報共有できる関係性の構築

によるプラットフォームの設置・運営を想定(小規模自治体は広域での設置も可)

都道府県プラットフォーム

都道府県 福祉部局

- 都道府県労働部局
- 経済団体
- 社会福祉関係団体等

社会福祉協議 学校・教 (設置例) 会/民生委員 音委員会 **NPO** 法人

若者サポート ステーション /ハローワーク

地元の中小 企業・商店

②情報共有・連携・つなぎ 地域における多様な社会資源が参画

【事務局】 市区町村の 担当部局

①相談





ひきこもり地域支 援センター

支援

③相談・専門機関へのつなぎ・ 居場所への参加など、

一人ひとりの状況に応じた支援



農業分野

自立相談 支援機関

当事者会 • 家族会



保健 センター

【就職氷河期世代支援に関する新行動計画2023】

市町村プラットフォームについては、引き続き、都道府県が出張相談や研修会等を開催して市町村の取組を促すと ともに、小規模な自治体は広域で設置する等の工夫もこらしながら、「第二ステージ」において設置自治体を拡大 すべく、未設置の市町村に対し要請していく。

就職氷河期世代支援プログラム(3年間の集中支援プログラム)の概要

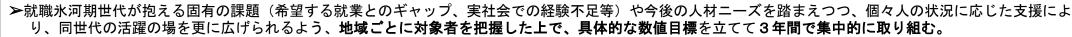
骨太の方針2019 氷河期関係部分概要

基本認識

< 政府挙げての本格的支援プログラム >

いわゆる就職氷河期世代は、現在、30代半ばから40代半ばに至っている。雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、希望する就職ができず、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している者がいる。

(全ての世代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できる環境整備を進める中で)



- ▶支援対象としては、正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者(少なくとも50万人)、就業を希望しながら様々な事情により求職活動をしていない長期無業者、社会とのつながりを作り、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者など、100万人程度と見込む。3年間の取組により、現状よりも良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、同世代の正規雇用者については、30万人増やすことを目指す。
- ➤社会との新たなつながりを作り、本人に合った形での社会参加も支援するため、社会参加支援が先進的な地域の取組の横展開を図っていく。個々人の状況によっては、息の長い継続的な支援を行う必要があることに留意しながら、まずは、本プログラムの期間内に、各都道府県等において、支援対象者が存在する基礎自治体の協力を得て、対象者の実態やニーズを明らかにし、必要な人に支援が届く体制を構築することを目指す。

施策の方向性

≪相談、教育訓練から就職まで切れ目のない支援≫

〇きめ細かな伴走支援型の就職相談体制の確立

- ・支援対象者が相談窓口を利用する流れづくり
- ・ハローワークに専門窓口を設置、専門担当者のチーム制によるきめ細かな 伴走型支援
- ・地方自治体の無料職業紹介事業を活用したマッチングの仕組みを横展開

○受けやすく、即効性のあるリカレント教育の確立

- ・仕事や子育て等を続けながら受講でき、正規雇用化に有効な資格取得等に 資するプログラム、短期間での資格取得と職場実習等を組み合わせた「出口 一体型」のプログラム、人手不足業種等の企業等のニーズを踏まえた実践的 な人材育成プログラム等の整備
- ・「出口一体型」のプログラムや民間ノウハウを活用した教育訓練・職場実習を職業訓練受講給付金の給付対象とし、受講を支援

〇採用企業側の受入機会の増加につながる環境整備

- ・採用選考を兼ねた「社会人インターンシップ」の推進
- ・各種助成金の見直し等による企業のインセンティブ強化
- ・採用企業や活躍する個人、農業分野などにおける中間就労の場の提供 等を行う中間支援の好事例の横展開

★民間ノウハウの活用

・就職相談、教育訓練・職場実習、採用・定着の全段階について、専門ノウハウを有する民間事業者に対し、成果連動型の業務委託を行い、ハローワーク等による取組と車の両輪で、必要な財源を確保し、取組を加速

≪個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援≫

〇アウトリーチの展開

・潜在的な対象者に丁寧な働きかけ、支援情報を手元に届け、本人・家族の 状況に合わせた息の長い継続的な伴走支援を行うため、地域若者サポート ステーションや生活困窮者相談支援機関のアウトリーチ機能の強化、関係 機関の連携促進

〇支援の輪の拡大

・断らない相談支援など複合課題に対応できる包括支援や多様な地域活動の 促進、ひきこもり経験者の参画やNPOの活用を通じた、当事者に寄り添っ た支援

※以上の施策に併せて、

- ・地方への人の流れをつくり、地方における雇用機会の創出を促す施策の積 極的活用促進
- 官民協働スキームとして関係者で構成するプラットフォームを形成・活用 し、就職氷河期世代等の支援に社会全体で取り組む気運を醸成、一人ひと りにつながる戦略的な広報の展開
- ・被用者保険(年金・医療)の適用拡大
- ・速やかに、実効ある施策の実施に必要な体制を内閣官房に整備し、定期的 に施策の進捗状況を確認し、加速する。

「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)(抄)

- 第2章 新しい資本主義に向けた改革
- 2. 社会課題の解決に向けた取組
- (2)包摂社会の実現

(就職氷河期世代支援)

就職氷河期世代の就労や社会参加への支援について、今年度までの3年間の集中取組期間に加え、2023年度からの2年間を「第二ステージ」と位置付け、これまでの施策の効果も検証の上、効果的・効率的な支援を実施し、成果を積み上げる。公務員等での採用を推進し(脚注)、地方自治体の取組も後押ししながら、相談、教育訓練から就職、定着までの切れ目のない支援を行い、民間企業での採用等を促すとともに、個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援に取り組む。第二ステージを含めた取組により、現状よりも良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、同世代の正規の雇用者について30万人増やすことを目指す。

(脚注)国家公務員中途採用者選考試験(就職氷河期世代)を2024年度まで継続するほか、既存の国家公務員の経験者採用等の取組も着実に継続する。地方でも、地方自治体の実情を踏まえた積極的な採用が行われるよう、国として要請していく。

就職氷河期世代支援に関する新行動計画2023

Ⅱ 基本的考え方(一部抜粋)

- 本行動計画は、基本的に政府の取組を内容としているが、就職氷河期世代支援は、政府の取組のみで成し遂げられる性格のものではなく、地方自治体や関係支援団体はもとより、労使双方の産業界の協力なくしては所期の目的を達することが困難である。また、就職氷河期世代は就業先での傷つき体験や生活困窮・親の要介護など複合的な課題を抱えていることもあるが、対象者ごとに縦割りとなっている制度の狭間に陥る等により、適切な支援が受けられないケースがある。したがって、政府以外の取組についても言及し、それぞれの立場からの協力を求めている。本行動計画によって示される施策の全容が関係者の理解を深める一助となること、さらには、全国及び地方のプラットフォームの場を通じて一層の理解の深化が進むことを期待する。
- 〇 この点について、今一度取組の原点に立ち返ると、支援プログラムでは、「現状より良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、同世代の正規雇用者については、30万人増やすことを目指す」こととされている。

すなわち、就職氷河期世代の中には、長期にわたる不安定就労や無業状態、職場での傷つき等の経験から、就労や社会参加に向けた支援を行う上で、配慮すべき様々な事情を抱える方がおられる。それぞれの方々の当面の目標は、在宅での作業などの様々な働き方を含めた就労や社会的つながりの回復を始めとする社会参加など多種多様であり、それらの方々が生活の基盤を置く地域の実情もまた多様である。このため、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、またその方の状況等の変化に柔軟に応じて寄り添いながら、一人でも多くの方に積極的に届けていかなければならない。その際には、これまで以上に、一人一人が置かれている「いま」の状況、様々な悩みやニーズを受け止めるという姿勢をより一層浸透させる必要がある。

全国及び地方のプラットフォームの推進に当たっては、以上のような考え方を、関係者間で共有することが不可欠である。

〇 骨太方針2022では、令和4年度までの3年間の集中取組期間に加え、令和5年度からの2年間を「第二ステージ」と位置付け、集中的に取り組むこととされているが、他方で、就職氷河期世代の方々はそれぞれに事情が多様であり、就職氷河期世代への支援は、セーフティーネットによる支援や再就職・人材育成支援をはじめ、息長く取り組んでいくべき課題である。今後とも、全国及び地方のプラットフォームを通じて、社会全体の気運醸成や好事例の横展開を図りつつ、地方自治体や関係支援団体、当事者団体、さらには労使双方の産業界を含め、最前線で取り組む職員・相談員一人一人まで、思いを一つにして就職氷河期世代の方々の活躍の機会が広がるよう継続的な取組を推進する。

Ⅲ 具体的な施策

- 1. プラットフォームを核とした新たな連携の推進
- (1) 関係者で構成するプラットフォームの形成・活用
 - ② 都道府県・市町村プラットフォームの開催
- 全国プラットフォーム等を通じて、都道府県や市町村に対して関連施策その他必要な情報提供を行う中で、国と地方自治体は連携して、都道 府県・市町村のプラットフォームを「第一ステージ」に続き「第二ステージ」も開催し、地域における取組を推進していく。

都道府県ごとに就職氷河期世代を支援する関係機関・団体等を構成員として、都道府県内の就職氷河期世代の活躍支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括する「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム」と、「市町村プラットフォーム」が連携することで福祉と就労をつなぎ、各地域での支援対象者の就労・社会参加を実現する。各都道府県プラットフォームの取組の一環として、オンラインと対面を適切に組み合わせながら、各地域において経済界と連携して企業説明会等を開催し、就職氷河期世代の積極採用や正社員化等の気運の醸成、支援策の周知等に取り組むとともに、好事例の横展開を図る。

こうした取組を円滑に実施するため、都道府県労働局において、地域の経済団体、就職氷河期世代の支援機関、求人者・求職者などの関係者・当事者のニーズを踏まえた職場実習・体験の機会のコーディネートを着実に実施する。

また、市町村プラットフォームについては、引き続き、都道府県が出張相談や研修会等を開催して市町村の取組を促すとともに、小規模な自治体は広域で設置する等の工夫もこらしながら、「第二ステージ」において設置自治体を拡大すべく、未設置の市町村に対し要請していく。 これら地方のプラットフォームでは、これまで以上に当事者(当事者会)やその家族(家族会)の声を聞きながら、取組を推進していく。

都道府県別・就職氷河期世代活躍支援プログラム 対象者数推計表

「経済財政運営と改革の基本方針 2019」(令和元年6月 21 日閣議決定)に盛り込まれた「就職氷河期世代活躍支援プログラム」では、主な支援対象者の例として、

- ① 不安定な就労状態にある方(不本意に非正規雇用で働く方など)
- ② 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方
- ③ 社会参加に向けた支援を必要とする方(ひきこもり状態にある方など)を位置付けている。各支援対象者の相互の関係と、規模感を整理すると下図のようになり、全体として、100万人程度(下図①+②+ α)の規模と見込んでいる。

【35~44歳の人口・就業構造(平成30年労働力調査)】



支援対象者のうち、上記①、②の対象者数の把握については、「就職氷河期世代活躍支援に係る令和2年度予算概算要求等のとりまとめについて」(令和元年8月30日付け職発0830第7号、雇均発0830第3号、社援発0830第6号及び開発0830第2号)において示した「労働力調査」の数値や、次頁の都道府県ごとの推計値(5年に一度実施されている「就業構造基本統計調査(2017年)」等を活用して整理)を活用いただき、都道府県プラットフォームの事業実施計画の策定や進捗管理に取り組んでいただきたい。

また、これらはあくまで推計値であるため、ハローワークが把握している求職者数や就職 実績、各都道府県が把握しているデータ等も活用していただきたい。

なお、上記③の対象者数については、ひきこもりの状態にある方などの社会参加に向けた支援を必要とする方は、調査対象とした場合も調査票回収率が悪く、統計バイアスがかかりやすくなってしまうこと、支援対象者個人ごとに抱える事情や状態が異なり、就労を目指すことが必ずしも本人にとって望ましいとは限らず、就労支援の対象として数量的にとらえることにそもそもなじまないことから推計対象としていない。これらの方の実態の把握については、地方公共団体が実際に調査を行った事例を厚生労働省で公表しているので、こうした事例も参考にされたい。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html)

		Г				
		35~44 歳人口	不安定な就労状態に ある方 (※1)	人口比	長期にわたり無業の 状態にある方(※2)	人口比
0	全国	17, 306, 000	541, 700	3. 1%	391, 660	2. 3%
1	北海道	690, 700	23, 300	3. 4%	18, 493	2. 7%
2	青森県	155, 200	6, 200	4. 0%	4, 855	3. 1%
3	岩手県	154, 300	6, 200	4. 0%	3, 498	2. 3%
4	宮城県	314, 800	10, 800	3. 4%	7, 437	2. 4%
5	秋田県	115, 900	5, 200	4. 5%	2, 733	2. 4%
6	山形県	133, 400	4, 600	3. 4%	1, 898	1. 4%
7	福島県	232, 700	7, 900	3. 4%	7, 784	3. 3%
8	茨城県	387, 100	15, 100	3. 9%	8, 623	2. 2%
9	栃木県	271, 400	10, 200	3. 8%	8, 935	3. 3%
10	群馬県	261, 200	8, 000	3. 1%	4, 197	1. 6%
11	埼玉県	1, 046, 400	30, 000	2. 9%	18, 322	1. 8%
12	千葉県	881, 100	32, 000	3. 6%	23, 905	2. 7%
13	東京都	2, 162, 900	62, 500	2. 9%	41, 705	1. 9%
14	神奈川県	1, 342, 900	39, 000	2. 9%	26, 952	2. 0%
15	新潟県	287, 600	10, 000	3. 5%	4, 932	1. 7%
16	富山県	138, 500	2, 500	1.8%	3, 156	2. 3%
17	石川県	153, 000	5, 000	3. 3%	3, 507	2. 3%
18	福井県	98, 300	2, 800	2. 8%	1, 545	1. 6%
19	山梨県	100, 800	3, 700	3. 7%	1, 379	1. 4%
20	長野県	265, 400	8, 400	3. 2%	4, 077	1. 5%
21	岐阜県	260, 100	5, 000	1. 9%	6, 754	2. 6%
22	静岡県	486, 500	16, 700	3. 4%	8, 959	1. 8%
23	愛知県	1, 084, 500	32, 100	3. 0%	23, 226	2. 1%

資料出所:総務省「就業構造基本統計調査(2017年)」

JILPT「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③」

- ※1 「不安定な就労状態にある方」: 現在非正規雇用で働いており、「現職の雇用形態についている 理由」について「主に正規の職員・従業員の仕事がないから」と答えた者。
- ※2 「長期にわたり無業の状態にある方」: 無業者のうち求職活動をしていない者で、卒業者かつ 通学していず、配偶者なしで家事を行っていない者。JILPT が特別集計したデータを利用。

		35~44 歳人口	不安定な就労状態に ある方 (※1)	人口比	長期にわたり無業の 状態にある方(※2)	人口比
24	三重県	235, 300	7, 400	3. 1%	3, 535	1. 5%
25	滋賀県	197, 900	5, 900	3.0%	2, 641	1. 3%
26	京都府	344, 000	10, 800	3. 1%	7, 943	2. 3%
27	大阪府	1, 220, 900	36, 600	3. 0%	37, 103	3.0%
28	兵庫県	736, 700	22, 700	3. 1%	19, 620	2. 7%
29	奈良県	167, 600	4, 000	2. 4%	2, 712	1.6%
30	和歌山県	113, 400	3, 000	2. 6%	2, 645	2. 3%
31	鳥取県	70, 900	3, 000	4. 2%	1, 053	1. 5%
32	島根県	81, 800	2, 600	3. 2%	1, 900	2. 3%
33	岡山県	245, 700	7, 000	2. 8%	4, 335	1.8%
34	広島県	377, 800	8, 400	2. 2%	6, 727	1.8%
35	山口県	167, 700	3, 700	2. 2%	3, 399	2. 0%
36	徳島県	92, 000	2, 000	2. 2%	2, 797	3.0%
37	香川県	126, 500	3, 300	2. 6%	2, 083	1. 6%
38	愛媛県	170, 600	4, 700	2. 8%	4, 105	2. 4%
39	高知県	87, 600	3, 500	4. 0%	1, 703	1. 9%
40	福岡県	697, 900	26, 600	3. 8%	21, 525	3. 1%
41	佐賀県	101, 500	4, 400	4. 3%	2, 009	2.0%
42	長崎県	158, 400	5, 300	3. 3%	4, 257	2. 7%
43	熊本県	216, 200	6, 900	3. 2%	4, 948	2. 3%
44	大分県	143, 600	4, 500	3. 1%	3, 647	2. 5%
45	宮崎県	133, 400	4, 400	3. 3%	2, 367	1. 8%
46	鹿児島県	193, 300	5, 100	2. 6%	4, 199	2. 2%
47	沖縄県	200, 000	8, 400	4. 2%	5, 450	2. 7%

資料出所:総務省「就業構造基本統計調査 (2017年)」

JILPT「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③」

^{※1 「}不安定な就労状態にある方」: 現在非正規雇用で働いており、「現職の雇用形態についている 理由」について「主に正規の職員・従業員の仕事がないから」と答えた者。

^{※2 「}長期にわたり無業の状態にある方」: 無業者のうち求職活動をしていない者で、卒業者かつ 通学していず、配偶者なしで家事を行っていない者。JILPT が特別集計したデータを利用。

就職氷河期世代活躍支援に係る都道府県プラットフォーム事業実施計画 策定指針

第1 都道府県プラットフォーム事業実施計画策定の趣旨

いわゆる就職氷河期世代(おおむね平成5年~平成16年に学校卒業期を迎えた世代を指す。以下同じ。)は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、その中には、希望する就職ができず、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方がいる。

このように、就職氷河期世代への支援は喫緊の課題であることから、「経済 財政運営と改革の基本方針 2019」(令和元年 6 月 21 日閣議決定。以下「骨太 の方針 2019」という。)において就職氷河期世代の活躍促進に向けて 3 年間の 集中的な支援に取り組む方針が打ち出された。さらに「経済財政運営と改革の 基本方針 2022」(令和 4 年 6 月 7 日閣議決定。以下「骨太の方針 2022 という。) において、令和 4 年度までの 3 年間の集中取組期間を「第一ステージ」と捉え、 令和 5 年度からの 2 年間を「第二ステージ」と位置付け、これまでの施策の効 果も検証の上、効果的・効率的な支援を実施し、成果を積み上げる旨の方針が 定められた。

この方針に向けた施策の具体化を図るため、「就職氷河期世代支援の推進に関する新行動計画 2023」(令和4年12月27日付け就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定。以下「行動計画」という。)が策定されているところである。行動計画において、都道府県ごとに関係機関・団体等を構成員として、都道府県内の就職氷河期世代の活躍支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括する「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム」(以下「都道府県PF」という。)と、「市町村プラットフォーム」」(以下「市町村PF」という。)が連携し、各地域での支援対象者の就労・社会参加を実現することとされており、オンラインと対面を適切に組み合わせながら、就職氷河期世代の積極採用や正社員化等の気運の醸成や支援策の周知等、地域における取組を推進していくため、就職氷河期世代活躍支援に係る都道府県プラットフォーム事業実施計画(以下「事業計画」という。)を策定する。

¹ 市町村プラットフォームは、必ずしも新たな会議体の設置を求めるものではなく、

[・]関係者が集う既存の会議体等の活用(自立支援調整会議、地域ケア会議等)

[・]各機関の担当者が相互かつ適時に連絡・情報共有できる関係性の構築による柔軟な設置・運営の方法を想定している。

なお、この指針は、都道府県 PF において、事業計画を策定する上での参考 として示すものであり、その策定に当たっては、地域の実情に応じた内容とし ていただいて差し支えない。

第2 都道府県 PF 設置と事業計画策定の視点

- 1 都道府県 PF 設置の視点 就職氷河期世代には、
 - ① 不安定な就労状態にある方
 - ② 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方
 - ③ 社会参加に向けた支援を必要とする方

等がおり、抱える課題は極めて個別的で多様である。

このため、都道府県 PF の構成員は、「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム設置要領」(以下「設置要領」という。) 2 に例示した構成員に限らず、地域の実情に応じ、各界一体となってこうした方々等を支援するために必要な関係機関・団体等の参画を求め、必要に応じ構成員を追加するほか、就職氷河期世代を採用した事業主や、支援に当たっている相談員から意見を聴取するためのオブザーバー参加を認める等、柔軟に対応することができる。

また、各構成員の役割についても、設置要領の3に例示したものに限らず、 当該地域の実情や取組に応じ、担う役割を都道府県PFにおいて協議するも のとする。。

2 事業計画策定の視点

事業計画の策定に当たっては、都道府県PFにおいて十分に協議を行った上で策定するものとする。また、策定後、就職氷河期世代の積極採用や正社員化等の気運の醸成や支援策の周知を図るため、支援対象となる方ごとに関係機関・団体等の支援策をまとめ、都道府県(労働関係部局)、都道府県労働局のホームページに掲載いただくほか、構成員のホームページとも連携する等、周知を図っていただきたい。

第3 事業計画の内容

事業計画には次の1から4までの項目を盛り込むこととする。 ただし、当該項目以外に都道府県PF独自で盛り込むべきと考える内容があ

² 別添1中「都道府県・市町村プラットフォームによる支援のイメージ図」も参考とされたい。なお、事業計画の策定時に、各構成員の役割を協議することも差し支えない。

れば、積極的に盛り込んでいただきたい。

- 1 事業計画の基本的事項
 - (1) 事業計画を策定する趣旨

事業計画を策定する趣旨を明示する。その際、骨太の方針 2019、骨太の方針 2022、行動計画との整合性に留意いただきたい。

(2) 事業計画の実施期間

事業計画の始期と終期を記載する。始期は計画策定時点、終期は令和7年3月末とする。

- 2 都道府県 PF の構成員に関する事項 都道府県 PF の構成員と各構成員の役割を記載する。
- 3 都道府県における現状

都道府県内の支援対象者に関する現状を記載する。具体的には、次の①から③までの方々に係る実態やニーズを把握する。3

なお、①、②の方々については、別添2の推計を参考にされたい。③の方々については、当該都道府県においてこれまでに実施した調査状況や管内の基礎自治体における調査状況を把握する。

- ① 不安定な就労状態にある方
 - (※) 正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者や求職者など
- ② 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方
 - (※)統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者など
- ③ 社会参加に向けた支援を必要とする方(ひきこもりの方等)
 - (※) ひきこもり状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、 就労支援だけでなく、福祉的な支援を必要としている者
- 4 事業計画における取組に係る目標及び KPI

就職氷河期世代に属する支援対象者ごとの取組に係る目標(目指す数値や状態をいう。)を記載し、KPI(当該目標の進捗を毎年度当該地域で把握するための指標をいう。)を可能な限り定量的に設定しつつ、地域における取組の概略を記載することとする。また、定量的な KPI の設定に当たり、就職氷河期世代の支援対象者数等の把握が可能な事業については、可能な限り、就職氷河期世代の支援対象者数等に関する KPI を設定いただきたい。

なお、次の①から③までの支援対象者ごとに目標及び KPI 例を示すので、

³ 把握の際には、地域性や性別による傾向の違い等にも留意すること。

地域の創意工夫も生かして、設定いただきたい。

① 不安定な就労状態にある方4

目標については、骨太の方針 2022 で掲げた第 2 ステージを含めた取組による正規雇用者数 30 万人増 5 を各都道府県に割り戻した人数 6 を勘案して設定いただきたい。

また、取組に係る KPI は、以下の例を参考に設定いただきたい(便宜上、国と都道府県等と支援機関ごとに例示しているが、まとめて KPI を設定いただくことも差し支えない)。

- ○国(労働局、ハローワーク)の取組に係る KPI 例
 - ・正規雇用就職・正社員転換の件数 (職業紹介、職業訓練、助成金₇等による)
 - ・求人の確保数、就職面接会等。の実施件数
- ○都道府県等、地域の関係機関の取組に係る KPI 例
 - ・正規雇用就職(・正社員転換(取組があれば))の件数(職業紹介、職業訓練、助成金等による)
 - ・関係機関の利用者数や相談件数、就職面接会等の実施件数
 - ・地域就職氷河期世代支援加速化交付金の活用による求人開拓数等
- ○国及び都道府県等の共同の取組に係る KPI 例
 - ・上記の取組を共同で行う場合の取組に係る KPI の他、労使、業界 団体等や企業への働きかけ状況(正社員採用・正社員転換の促進、 人材育成の充実、相談支援等、就職面接会等の機会の提供)

⁴ 骨太の方針 2019 には、就職氷河期世代の支援対象のうち不安定な就労状態にある方の例として、「正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者」(第2章2(3)①参照)が挙げられているが、支援対象には非正規雇用で働く者に限らず、求職者も含まれる。

第二ステージを含めた取組により、現状よりも良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、同世代の正規の雇用者について 30 万人増やすことを目指すこととしている。

⁶ 別添2に記載した数値を用いて、全国の「不安定な就労状態にある方」(541,700人)に 占める当該都道府県の「不安定な就労状態にある方」の割合を算出し、これを30万人に乗 じる。

⁷ 各助成金それぞれに設定すること。以下同じ。

⁸ 企業説明会、インターンシップ、職場体験・実習などマッチング支援の取組。以下同 じ。

- ② 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方。 次の例を参考に目標を設定いただきたい。
 - 例)本人やご家族の希望に応じ、求職活動へ踏み出すための支援を行い、就労そ の他の職業的自立支援につなげることを目指す。

また、取組に係る KPI は、以下の例を参考に設定いただきたい。

- ・地域若者サポートステーション(以下「サポステ」という。)の支援 により就労や訓練その他の職業的自立につながった件数
- ・他機関との連携によるアウトリーチやリファーを受けたサポステに おける相談件数
- ・サポステの新規登録者数
- ・サポステと地域の福祉機関等関係機関との連携体制の構築
- ・サポステその他国や都道府県等、地域の関係機関の取組による職場 体験等先の確保数、職場体験等の実施件数
- ③ 社会参加に向けた支援を必要とする方10

目標については、「第二ステージ」において市町村 PF の設置自治体を拡大すべく、未設置の市町村に対し要請していくことを行動計画で示していることを踏まえ、地域の実情を勘案した市町村 PF の設置促進に資する内容を含めて、次の例を参考に設定いただきたい。

例) 管内市町村において、市町村 PF の設置を契機とした多様な関係機関が参加する地域の支援ネットワークの構築と、居場所づくりをはじめとする、一人ひとりの状態にあった多様な支援の取組が推進されるよう、管内市町村を支援することで、本人やご家族と社会とのより太いつながりが生まれることを目指す。

また、取組に係る KPI は、以下の例を参考に設定いただきたい。

- ・管内における市町村 PF の設置促進
- ・管内市町村の協力を得つつ、都道府県内の支援ニーズ等を把握
- ・市町村 PF と連携し、先進的な取組や好事例を周知
- ・以下のような管内市町村の取組を推進 ひきこもり相談窓口の明確化・周知

⁹ 骨太の方針 2019 には、支援対象のうち無業の状態にある方の例として、「就業を希望しながら、様々な事情により求職活動をしていない長期無業者」(第2章2(3)①参照)が挙げられているが、社会参加を希望する長期無業者については、次項③の支援対象に含まれる。
¹⁰ 行動計画のⅢには、上記②・③の方々の例として、「健康面の不安や自信が持てないといった理由などのために長期にわたって就業も求職活動もしていない方や、長期にわたりひきこもりの状態にある方」が挙げられているが、生活困窮者等も、就業又は社会参加の希望に応じ、支援対象に含まれる。

居場所をはじめとする多様な社会参加の場の確保 自立相談支援機関におけるアウトリーチ支援員の配置 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築 等

5 事業計画における具体的取組

就職氷河期世代支援の具体的取組について、概略を記載することとする。 なお、次の①から③までの支援対象者ごとに具体的な取組例を示すので、 支援機関名を明記し、地域の創意工夫も生かした内容を積極的に記載して いただきたい。

- ① 不安定な就労状態にある方
 - ・ ハローワークに就職氷河期世代の専門窓口を設置し、支援対象者個々人の実情に応じ、関係機関と連携したチーム支援を実施する。

【労働局・関係機関】

・ 若年者に対する総合就職支援施設として国と都道府県が共同で運営 するジョブカフェにおいて、キャリアコンサルタント等を配置し、本人 及び家族からの多様なニーズに対応するための個別相談を実施する。

【労働局・都道府県】

・ 就職氷河期世代を対象とした求人の確保やマッチング機会の提供に 取り組むとともに、企業内での正社員転換を促進する。

【労働局・都道府県・関係地方支分部局・経済団体】

- ・ 就職氷河期世代を対象とした正規雇用化を含む処遇改善に関する働きかけを行う。 【労働団体】
- ・ 地域の求人・求職ニーズを踏まえて公的職業訓練を設定し、安定就職 に必要な職業能力の習得を支援する。 【都道府県・高障求機構】

② 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

・ サポステの支援対象年齢をこれまでの 39 歳までから 49 歳までに拡大し機能強化を図り、専門相談員によるカウンセリング、セミナーの実施等により、就職氷河期世代の無業者に対する相談体制を整備する。

【労働局・都道府県】

- ・ サポステで提供する職場体験等の十分な受入れ先を確保する。 【労働局・都道府県・経済団体】
- ・ 長期無業者の職場定着を図るため、職場体験・実習等の受入体制整備 に関する取組を推進する。 【経済団体・業界団体】

- ③ 社会参加に向けた支援を必要とする方(ひきこもり状態にある方等)
 - ・ 早期に市町村 PF を設置し、都道府県 PF において、市町村 PF の取組の活性化を図るため、市町村 PF における好事例を横展開するなどの協力を行う。 【都道府県・市町村】
 - ・ 都道府県内の民生委員等を通じたひきこもりの状態にある方の実態 調査を実施し、そのニーズを把握する。 【都道府県・社会福祉協議会】
 - ・ 都道府県内の自治体の自立相談支援機関において、継続的に訪問等を 行うアウトリーチ支援員の配置など相談支援の拡充を図るとともに、 直ちに就労する準備が整っていない方への支援を行う就労準備支援事 業の都道府県内全域での実施を図り、ひきこもり家庭に対する支援を実 施する。 【都道府県・市町村】

④ 全般的事項(対象横断的な取組)

- ・ 就職氷河期世代に対する積極的な採用・正規雇用化を含む処遇改善や 社会参加への支援に関する気運を醸成するため、都道府県 PF の構成員 が連携した取組を推進する。 【全構成員】
- ・ 支援対象者ごとの各種支援策や、就職氷河期世代の安定就職・社会参加に向けて社会全体で支援するメッセージを本人、家族、各種関係者に届けるため、メディア、SNS、イベント開催などあらゆる手段を活用した周知・広報を展開する。 【全構成員】
- ・ 管内市町村における就職氷河期世代支援のための取組事例について 情報収集を行い、効果的な活用について検討する。

【労働局・都道府県】

※都道府県は労働関係部局及び保健福祉関係部局双方で取り組むこと。

6 地域就職氷河期世代支援加速化交付金の事業との関係

都道府県又は市町村が活用する「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」の事業内容については、事業計画に別紙「地域就職氷河期世代支援加速化交付金事業一覧」を添付し、当該別紙に交付金事業の実施主体、事業名、事業の概要及び計画期間を記載することとする。

また、当該別紙への追記又は変更を行う場合は、次の①又は②のいずれかの方法によることを事業計画に記載し、当該別紙への追記又は変更をもって、事業計画が改定されたものとする。

① 都道府県から、事前に都道府県 PF 構成員の包括的な承認を得た上で、同交付金の追加・変更申請時に別紙を修正するとともに、当該構成員にその修正内容を通知することとし、この手続により、事業計画の改定が行わ

れたものとする。

② 都道府県から、同交付金の追加・変更申請時ごと、持ち回りなどの手続により都道府県 PF 構成員にその修正内容の承認を得ることとし、事業計画の改定を行うこととする。

7 事業計画の推進体制・進捗管理の方法

上記4で定めた事業計画の目標や KPI の進捗把握の時期、主体等について記載する。このうち、不安定な就労状態にある方については、毎年度の当該地域における正規雇用就職・正社員転換件数実績を把握する。

8 市町村 PF との連携

管内市町村 PF との連携(場面、方法等)について記載する。

市町村 PF では、主に社会参加に向けた支援を必要とする方を対象にした 支援に係る関係者間の情報共有や検討を行う。また、その機能を強化するため、都道府県 PF に対して、都道府県 PF の関係機関や他の市町村等とのつながり作りの支援を要請することが考えられる。

一方、都道府県 PF から市町村 PF に対しては、市町村 PF の設置プロセス や好事例の共有を行うことが考えられる。